

第1章 概論編

【策定の背景・目的】

近年、人間の活動による温室効果ガスの排出等により、地球の平均気温が上昇し、各地に災害等をもたらしています。国では、「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、循環型社会をめざした施策を推進しています。

このような中で、山梨市でも廃棄物の適正処理や発生抑制を目的に平成20年度に「山梨市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和元年度に改定を行いました。今回、本計画内で示された計画期間が満了することから、これまでの施策を評価・検証し、ごみの減量化や再資源化及び豊かな水資源の保全を一層推進するため、改定することとしました。

【計画の位置付け】

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により策定するものです。

【計画期間】 令和7年度～令和11年度の5年間

【計画目標年度】 令和11年度

第2章 地域の概要編

本市は、甲府盆地の東部に位置し、面積の80％を森林が占めています。笛吹川とその支流がもたらす肥沃な土地の恩恵を受け、桃・ぶどうの果樹園は、美しい景観を織りなすとともに、県内有数の生産量を誇っています。

本市の人口は、平成10年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度の総人口は32,912人です。世帯数は増加していますが、1世帯当りの人数が減少していることから、核家族化の進行が見られます。

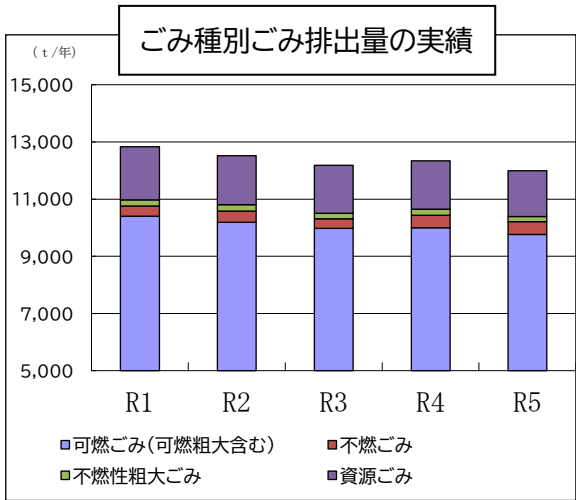
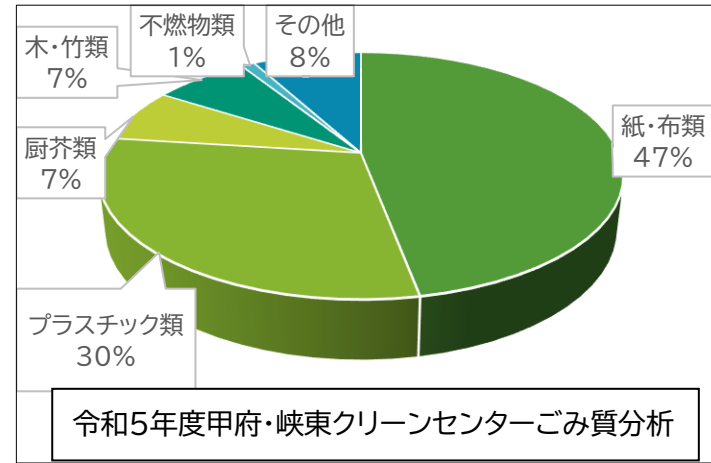
水質の保全に関して、市内の3大河川である笛吹川、重川、日川のBOD(生物化学的酸素要求量)の令和5年度公共用水域調査結果は、すべての地点で環境基準に適合していました。また、市内中小河川水質調査として、市内10河川18地点の水質検査を年4回実施しています。

第3章 ごみ処理基本計画編

【ごみ処理の現状】

令和5年度におけるごみ排出量は、年間11,993 t で家庭系ごみと事業系ごみ量の割合はおおむね8対2となっています。令和元年度からごみ排出量は減少傾向を示しています。甲府・峡東クリーンセンターにおける令和5年度のごみ質分析結果では、紙・布類が47%、プラスチック類が30%となっています。

資源ごみ排出量については、令和5年度は1,451 t、リサイクル率は13.4%となっており、資源ごみ排出量は年々減少傾向を示しています。



ごみ質分析比較表		
	平成 30 年度	令和 5 年度
紙・布類	40%	47%
プラスチック類	29%	30%
厨芥類	15%	7%

【前回計画目標値の達成状況】

前回策定した廃棄物処理基本計画目標値(令和6年度)と令和5年度実績値の比較は表の通りです。総排出量、一人一日あたりの家庭系ごみ排出量は、年々減少傾向を示していますが、それぞれ 1090t、35g達成していません。また、リサイクル率は、近年横ばいな傾向を示しており、14ポイント達成していません。

未達成の要因として、ごみ質分析の結果が示す通り、ミックスペーパーやプラスチック容器包装のリサイクル率が低く、目標値に届かなかったことが考えられます。ごみの発生抑制、資源化を中心とした生活スタイルの確立をどのように行っていくかが課題となっています。

	R5 実績値	R6 目標値
総ごみ排出量 (t)	11,993	10,903
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人/日)	770	735
リサイクル率 (%)	13.4	27

【課題のまとめ】

課題1 排出量	★ ごみ量削減への対応 ・「紙・布類」「プラスチック類」及び「厨芥類」を中心としたごみの減量化
課題2 減量化	★ 市民・事業者・行政がともに行動する体制づくり ・意識啓発の強化 ・新たな取り組みの検討
課題3 資源化	★ 資源化しやすいシステムづくり ・資源ごみ及びシステムの周知、徹底 ・新たなごみの資源化方法の検討
課題4 収集運搬	★ 効率的な収集・運搬体制の検討
課題5 処理経費	★ 効率的な取り組みによるごみ処理経費の抑制

【基本目標・基本方針】

「住みやすさ」を後世に残す循環型社会の形成

- ★方針1 市民・事業者・行政の連携によるごみの減量化・資源化の取組
- ★方針2 環境負荷の少ない処理システムの構築

本市の自然環境は、「住みやすさ」の大きな要因であり、後世に残していかなければならない貴重な財産です。今、私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造の中、資源の消費を抑制し、物資の循環を図る循環型社会を実現することが、強く求められています。そのため、循環型社会の基礎となる「3R」の取り組みを進め、第一にごみの発生を抑制(リデュース)し、第二に再使用(リユース)し、第三に再生利用(リサイクル)することに加え、再生可能資源への代替(リニューアブル)を加え、さらに循環型社会への形成を推進していきます。

市民・事業者・行政が協働してごみの減量化・資源化に努め、循環型社会のまちづくりを進めます。

【基本目標のための役割】

市
民

市民が、ごみを排出する当事者という自覚をもって、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていただく必要があります。

このためには、ごみの発生抑制、再利用を優先したライフスタイルに転換していくことが大事です。また、適切なごみの減量化や分別・処理の他、ごみ減量や資源化推進のための事業に参加、協力することも重要です。

事
業
者

事業者は、商品の生産や廃棄などの過程において、廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための取組みに努めるとともに、法令に遵守した適正処理が求められています。

また、食品ロス削減の推進、使い捨てプラスチック製品等の利用量削減、再利用や資源化を考慮した商品使用なども重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷を軽減し資源の浪費を抑制する商品を多く取りそろえたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、ごみの発生抑制・リサイクルに自然に取り組める仕組みを作っていくことが求められます。

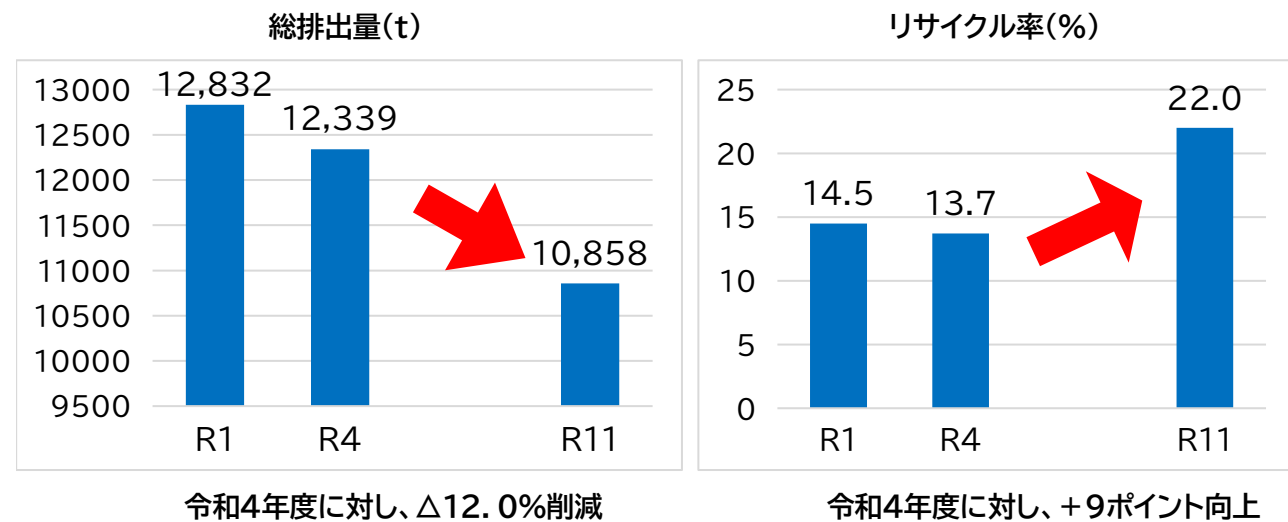
行
政

市は、自ら率先してごみの減量化、再利用、グリーン購入などに努めなければなりません。

市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習の機会を提供するとともに、自発的にごみの発生抑制や資源化の活動をしている市民や事業者に対して支援を行うことも視野に入れ、さらなる連携の強化を図る必要があります。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、必要に応じて施策を見直す必要もあります。

【数値目標】 国、県の目標水準より1ポイントアップした数値を目標とします。



○目標達成のための主な施策

重点施策① 紙類削減の強化

ごみの質分析調査では、紙・布類の割合が47%と高い割合を占めています。

過剰包装の抑制、リサイクルの推進、デジタル機器を活用したペーパーレス化の推進などの心がけが重要です。

重点施策② 厨芥類削減の強化

市では、循環型社会実現のため、従来から生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)や電動処理機への購入助成制度を行っていますが、さらに制度の充実を図ります。

食品ロスを削減するとともに、生ごみの約80%以上を水分が占めていることから、家庭での水切り、乾燥などに努めてもらうよう、啓発を行います。

重点施策③ プラスチック類削減の強化

市では「プラごみゼロプロジェクト」と称して、講演会や環境学習など意識啓発を目的とした事業を展開しています。

引き続きプラスチック問題について周知し、プラごみの抑制、ペットボトル・その他プラスチックの分別方法、プラスチックの代替品の利用促進について啓発を行います。

また、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック製品を一括回収しリサイクルしていく体制の検討を進めます。

目標達成のためには、市民への周知が重要です。広報等でお知らせをするだけでなく、SNS等を活用しながら、幅広い年齢層の目に触れることが重要です。子ども達には環境学習会やプラごみゼロプロジェクトなどを通じて、小さなころから環境への関心を高めます。

また、出前講座なども積極的に行い、地域の人に関心をもってもらえるよう工夫します。

第4章 生活排水処理基本計画編

【生活排水処理の状況】

下水道水洗化人口は、公共下水道の普及に伴い年々増加しており、令和5年度には15,818人となっています。し尿処理施設に関しては、現在新しく建て直しているところであり、建設後は処理方式が生物処理方式から下水道放流方式に変更になります。

【基本目標・基本方針】

きれいで安全な水環境を守る

- ★ 計画的な公共下水道整備事業の推進
- ★ 公共下水道整備計画との連携を図った合併処理浄化槽の普及推進
- ★ し尿・汚泥の適正処理

下水道処理施設は、生活排水処理の抜本的対策としての役割が高いことから、計画的な整備を推進していきます。また、下水道への接続について周知、徹底を行い、下水道加入の促進を図ります。

公共下水道が整備されていない地域では、地域の実情に応じた合併処理浄化槽の設置や補助金交付制度等を利用した合併処理浄化槽の普及を図っていきます。

公共下水道が整備されていない地域で収集されるし尿や浄化槽汚泥は、従来どおり受入れを行い、適正処理を図っていきます。